

に答えようとしたのが、アーレントの「世界への愛」(Amor mundi)である。世界への愛という概念は、キリスト教世界において、神による世界への参与と人間の欲望による現世への執着の二通りに解釈されるが、アーレントは、はっきりと定義しなかった。しかも、彼女はキリスト教の超世界性を批判し、現代世界の特徴を「世界疎外」(World alienation)と規定した。そこで、世界への愛の解明のために、一、「世界疎外」という概念の明確化、二、アーレントのキリスト教理解(批判)の把握、が必要となる。

一 世界疎外とは何か

この概念は、マックス・ヴェーバーとカール・マルクスという二人の偉大な思想家を参考に考案された。ヴェーバーからは「世俗化(脱魔術化)」を、そしてマルクスからは「疎外(資本主義的搾取)」の問題を採り上げた。近代の世俗化は科学技術の進歩と資本主義の発展をもたらす一方、キリスト教の救済の確かさを失わせ、とりわけ資本主義は深刻な経済的格差を生みだし、困窮した労働者から生きる意味を奪っていった。これらの分析をもとに、アーレントは世界疎外を二〇世紀の全体主義的支配の土台であると考えた。

二 キリスト教の伝統的思考枠組の崩壊

アーレントは全体主義的巨悪の分析に際して、一人の人物に注目した。アドルフ・アイヒマン(Adolf Eichman, 1906-1962)である(彼はナチスの幹部で、ユダヤ人のホロコーストの責任者の一人)。彼女はイェルサレム裁判を傍聴し、彼の唯一の特徴が、「自分の行った結果や、その意味を全く考えな

いこと」、つまり「無思考性」(Thoughtlessness)であったことに大きなショックを受けた。これは、キリスト教の伝統的思考枠組の崩壊を意味するものと言える。

世界への愛の意味は、人間が自らの生を自覚し、問いかける能力を喚起することである。我々は死すべき運命にある人間であるが故に、「不死」と「永遠の命」に憧れる。ただ、そのどちらか一方を選ぶことは困難である。何故なら、それは答えの見えない果てしない問いなのだから。しかし、だからこそ、この問いを諦めない可能性が、人間の条件なのであり、この可能性こそが、最も平和を脅かすもの、つまり、無思考性という無理解を抑制する知的営為を保証するものである。

ボンヘッフアーの良心論

岡野彩子

ボンヘッフアーの良心論は、聖書的・宗教改革的に方向づけられた人間理解に基づき、神から離反した墮罪後の人間の状態から目を離さない。たびたび自然神学の思潮において良心は、人間の内なる神の声であると主張される。しかし彼はルターと同様に、「自然の光」に対する楽観的な理解を拒否する。そのため「自律的良心」についてはその生涯の初期から、閉じられた思惟の中で自己正当化に傾くものとして批判的である。他方で「他律的良心」には、自律性が犠牲となる危険を見ている。そして後期の著『倫理』に至っては、他律と自律の区別を超え

た「キリスト律的良心」というべきものを模索することになる。

こうした良心論の深まりは、彼のヒトラー暗殺・クーデター計画への参与が最高潮に達した時期と一致している。ユダヤ人大量殺戮という事実を前にして、なお「殺すなかれ」という非暴力による服従の倫理は妥当なのか。こうした問いが彼をとらえ、「罪の引き受け」の決意という問題に直面していたと思われる。しかし彼の定義によれば、良心は「より良い」自分との一致を求める人間実存の呼び声である。それゆえ自分が無傷であるために、法規範を超えて罪責を担うことに抗して抗議する。したがって良心が、「どこ」に実存の中心を求め、「何」を判断の基準にするのが、重要な意味を持つてくる。この相違が、何をより大きな罪として認識させ、より大きな罪を避けるために、より小さな罪を引き受けるという態度に相違をもたらす、異なる行動に導くことにもなるからである。自律存在としての人間においては自分で発見した「普遍的法則」が、ナチスが他律に席をゆずった場合には「ヒトラーの意志」が、信仰においては「神の意志」が、善を知る拠り所とされる。

ボンヘッフアーにとつて重要であるのは、キリストの生に応答 (Antwort) する「責任」(Verantwortung) を真に担うことであり、神と隣人を愛するがゆえに罪を引き受ける場合、あらゆる法規範に原則的に拘束することから解放される「福音的自由」というものが確保されている。しかし法に従うことと法から自由になるということ、つまり「服従」と「自由」の関係はどのように関係づけられるのだろうか。彼はその究極の根拠を、イエスにおいて成就された人間と神との関係の中に見出

している。イエスは服従する者として、盲目的に律法に従いつつ神の意志を行い、自由な者として、開いた目でそれを自発的に新しく創造した。それゆえに人間は、「服従において神の十戒に従い、自由において十戒を創造する」ことが許されているという。ここには、他律と自律、つまり服従と自由を超える高次の統一としての「キリスト律的良心」というべきものが表現されている。

そのようにキリスト律は、あらゆる人間的な法規範とは異なり、「自由」を「命じる」。換言すれば、「自由」と「服従」という矛盾を止揚する。これについてボンヘッフアーは、「固有法則性」(Eigengesetzlichkeit) というものとの関連でも論じている。聖書によれば、あらゆる造られたものは、キリストを介して、キリストに向って存在している(コロサイ一章一五節以下)。したがって、彼に「異質な」法則を強制することを許さず、それに「固有な」法則、つまりキリストにおける根源・目標・本質からしてそれらに内在する固有法則が実現されねばならず、そのために自由を命じるという。したがって、キリストぬきに認識される自然法とも異なる、キリストにおける固有法則というものを発見してゆくことが、キリスト律的良心には含まれていることになる。このようなかたちで人間の自律性というものを再評価した『倫理』の良心論においては、すでに獄中書簡で言及された「成人した世界」へとつながる思索の萌芽を見ることができるといえる。